

## 1 月定例教育委員会議事録

- 1 開催日 令和4年1月19日(水)
- 2 会場 本庁舎7階 会議室7A
- 3 開会 午後1時58分
- 4 出席委員 羽田明夫教育長  
大石智之委員(職務代理者)  
山竹葉子委員  
河江富男委員  
増田紀子委員
- 5 会議出席者 櫛田隆弘 教育委員会事務局長  
増田洋一 教育総務課長  
池田純也 学校教育課長  
小長谷恭彦 教育センター所長  
服部正宏 家庭・子ども支援課長  
石上睦晃 学校給食課長  
堀内千穂 図書課長  
書記 進藤敬 教育総務課総務担当主幹
- 6 議事 別紙のとおり

羽田教育長	<p>【午後1時58分開会】</p> <p>皆さん、こんにちは。</p> <p>お忙しい中、1月の定例教育委員会に御出席いただき、ありがとうございます。新型コロナウイルス感染拡大については、各学校において高い意識を持って対応している様子がみてとれますが、感染がいつ拡大しても不思議ではない状況であることを御理解いただければと思います。</p> <p>それでは、1月の定例教育委員会を始めさせていただきます。本日の議事録署名人は「大石委員」と「増田委員」となりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>議事に入ります。議第17号 焼津市教育委員会処務規定の一部改正について説明をお願いします。</p>
堀内図書課長	<p>(事前配布資料により説明)</p> <p>(説明概要)</p> <p>令和3年11月の図書館システムの更新により、個人のスマートフォン等で表記が可能となった図書館利用者カードのバーコードの表記を利用者カードの代替えとして、本等の貸出しを行うことができるようになったため、これまでの利用者カードに加え、「利用者登録情報」として焼津市図書館条例施行規則に明記するものです。また、第2号様式に定められている利用者カードの大きさをJIS規格の大きさに改めるものです。</p>
羽田教育長	<p>説明が終わりました。御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、お諮りします。</p> <p>議第17号 焼津市教育委員会処務規定の一部改正について、承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
羽田教育長	<p>ありがとうございました。それでは承認といたします。</p> <p>次に、報告事項の1番、教育センター事業について、教育センター所長より説明をお願いします。</p>
小長谷教育センター所長	<p>(当日配付資料により説明)</p> <p>(説明概要)</p> <p>教育センター事業のうち、未来の先生の育成を目指す「みらいアカデミ</p>

	<p>一」について報告をさせていただきます。講座等について、第8回まで計画どおり実施してまいりましたが、コロナ感染の状況を見据えながら、今後は講座を延期したり、リモートで開催したりする方法も検討しています。みらいアカデミーは、令和5年度、静岡県公立小中学校の教員採用試験合格を目指す方に向けた講座を実施しています。各小中学校や、小中学校教員養成課程のある県内10大学へのポスターや要項配付、市ホームページ等で研修員の募集を行い、小中学校勤務者9名、支援員・指導員2名、大学4年生1名の12名でスタートしました。小学校教員希望者7名、中学校教員希望者5名です。年明けに市内中学校に勤務する方から、途中からの受講ができるかという問い合わせがありました。また、4月にも募集について再度案内します。10月16日に開講し、羽田教育長から「教員として大切なこと」について講話をいただきました。また、市内の小中学校に勤務する2年目、3年目の教員からの体験談や、教員センター指導員から教職のやりがいと厳しさについて聴いて学びました。受講者にとって、自分をふりかえり、自分を磨く決意を新たにす良い機会になりました。なお、教育長職務代理者の大石様より、受講者の視野を広げることを目的とした講話をいただく予定でしたが、現在の状況から延期をさせていただきます。また、各講座では、指導要領、特別支援教育、教育の情報化などの教職教養講座、授業づくりと評価、生徒指導、道徳教育などの教職実践講座、面接や演習問題を、指導主事や教育センター職員などが担当を決めて指導します。各回のテーマに沿って講話を行い、講話の中や講話の後で協議を行ったり、過去問等に沿って演習を行ったりしています。回を重ねるごとに、受講者からは、自分から何かを掴んで帰ろうという姿が見られて、また振り返りの文章からも、掴んだ事を読み取ることができ、とても頼もしく感じています。しかし、受講者同士の話を聞いていると、なかなか勉強する時間がなく、進んでいない方もいるようです。お互い忙しい中ですが、みらいアカデミーで勉強する。そして同じ目標を持っている仲間と切磋琢磨し、自分を高めてほしいと考えています。私たちは、受講者の主体的な取り組みを、ねらいの一つとしておりますので、指導主事や指導員の受講者一人一人への寄り添い方を、今後も工夫して、充実したものにして参りたいと思います。</p>
羽田教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p>
羽田教育長	<p>受講者は仕事を持っている人が多いため、金曜日の夜や土曜日に開講しています。本来ならばゆっくりできる時間ですので、継続していくためには、実りのあるものとしていく必要があると思います。受講後に、受講者</p>

	<p>から「大変勉強になった」という感想が多く寄せられています。教員も専門職なので、警察学校のような仕組みやインターンが必要であるかと思いますが、実際には、大学を卒業して、すぐに現場に出ることとなることから、このような取組みは受講者にとって、幸せなことではないかと思えます。、今後に活かしていきたいと思えますので、また御意見等ありましたらよろしくお願いします。</p>
羽田教育長	<p>次に、報告事項の2番、いじめ問題への対応について、家庭・子ども支援課長より説明をお願いします。</p>
服部家庭・子ども支援課長	<p>(当日配付資料により説明) (説明概要)</p> <p>まず、小学校の状況についてであります。12月の新たな「いじめ」の認知件数は24件で、うち、9件が特定の小学校からの報告でした。学年・性別につきましても、1年生の男子が1件、女子が2件、2年生の男子が6件、3年生の男子が3件、女子が1件、4年生の男子が2件、女子が3件、5年生の男子が3件、女子が1件、6年生の男子が2件です。2年生男子がこれまでに比べ6件と多い状況でしたが、うち3件は登校班のトラブルで、上級生からの同一内容になります。発見のきっかけは、⑥本人の訴えが8件、⑦本人の保護者からの訴えが6件、⑧本人以外の児童からの情報が6件などでした。いじめの状況ですが、①嫌なことを言われるが12件、④ひどく叩かれたりしたものが7件、⑦嫌なことをされたりしたものが5件などです。現在の状況ですが、9月に認知した4件のうちの1件が、新たに解消と報告を受けており、解消が合計35件となっております。</p> <p>中学校の状況についてであります。12月の新たな「いじめ」の認知件数は30件でした。学年・性別につきましても、1年生の男子が11件、女子が4件、2年生の男子が8件、女子が5件、3年生男子が2件です。1年男子が11件と多い状況でしたが、うち8件は喧嘩4件を双方のいじめとして認知したものになります。発見のきっかけは、①学級担任が10件、⑥本人からの訴えが7件、⑦本人の保護者からの訴えが6件などでした。いじめの状況ですが、①嫌なことを言われるが17件、③軽く叩かれたりしたものが11件、④ひどく叩かれたりしたものが5件などでした。現在の状況ですが、5月に認知した21件のうちの5件、6月に認知した40件のうちの3件、9月に認知した15件のうちの4件が、新たに解消と報告を受けており、解消が合計62件となっております。</p> <p>次に、令和元年度に発生した3件、2年度に発生した1件の重大事態の被害児童生徒の現在の様子について、ご報告をいたします。1件目、現在</p>

羽田教育長	<p>小学5年生の児童ですが、2学期から登校が始まり、3学期も継続して登校できています。2件目、現在中学3年生の生徒ですが、適応指導教室に週1日、学校に週4日の登校が続いています。3件目、現在中学1年生の生徒ですが、週1回、放課後の担任との面談と市役所での家庭・子ども支援課の支援が続いています。4件目、現在中学2年生の生徒ですが、加害生徒との接触もなく、落ち着いた学校生活を送れています。</p> <p>説明が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。 (意見・質問なし) 次に3番、最近の小中学校の状況について、家庭・子ども支援課長より説明をお願いします。</p>
服部家庭・子ども支援課長	<p>(当日配付資料により説明) (説明概要)</p> <p>12月の生徒指導関係です。初めに不登校についてです。12月末現在、小学生93人、中学生159人でした。11月末から、小学生が14人、中学生が10人増えています。令和元年12月末と比較すると、小学生は27人、中学生は22人多い状況です。次に問題行動についてです。12月は小学校23件、中学校39件の報告がありました。11月と比較すると、小学校は4件、中学校は1件少なくなっています。令和元年12月と比較すると、小学校は12件、中学校は23件多くなっています。小学校の特徴としては、特定の学校より8件の報告があり、そのうち5件が1、2年生でした。小学校の問題行動の内容は、生徒間暴力が10件、その他粗暴が8件、教師への暴言が2件、ネットトラブルが2件、金銭乱費が1件でした。中学校は、特定の学校より10件の報告があり、そのうち9件が、1、2年生でした。中学校の問題行動の内容は、生徒間暴力が8件、その他粗暴が12件と多くなりましたが、対教師暴力、器物破損、深夜徘徊、ネットトラブル、授業放棄など多岐にわたっています。学校では、些細な事案であっても、一つ一つ丁寧に粘り強く指導を行っています。次に交通事故についてです。小学生が2件、中学生が1件ありました。小学生の2件のうち、1件は、登校中、自動車のドアミラーが接触したものです(左肩打撲)。もう1件は、児童が道路に飛び出し、急停止した自動車に児童が勢い余り、自動車に接触したものです(けがなし)。中学生の1件は、自転車で走行中、原付バイクと接触し転倒したものです(右足打撲)。各学校には、引き続き、児童生徒への交通安全指導の徹底をお願いしていきます。不審者についてです。2件の報告がありました。1件は、中学生女子が一人で下校中、男性に後ろから抱きつかれたという事案です。1件は、小学生女子</p>

	<p>が自転車で習い事に行く途中、自転車に乗った男に後をつけられたという事案です。2件とも児童生徒は無事に帰宅し、警察にも通報しています。学校では、児童生徒に対して不審者への対応について指導、保護者に対してきずなネットで注意喚起を行いました。</p>
羽田教育長	<p>説明が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p>
羽田教育長	<p>問題行動の増え方について大きいのでしょうか。</p>
服部家庭・子ども支援課長	<p>件数については、2倍近くになっています。同じ子が繰り返しているということもありますが、今年度、特に指導主事が、気が付いたことがあれば全て報告するように要請しており、先生方の細かい観察が影響しているように思われます。</p>
増田委員	<p>以前は万引きなどの問題行動が多くありましたが、今回、暴力的なものが多くなっていることが心配です。</p>
河江委員	<p>不登校の期間はどのようになっていますか。</p>
服部家庭・子ども支援課長	<p>不登校としての報告は、4月からカウントし、累積30日以上の期間となった児童生徒になります。</p>
河江委員	<p>不登校により、履修できない期間があっても、進級はできるのでしょうか。</p>
池田学校教育課長	<p>学校ごとで会議を開き、家庭の状況や学習の状況を勘案して判断しています。</p>
羽田教育長	<p>審査委員会を必ず実施しています。</p>
河江委員	<p>小学校を卒業できない児童もいるということでしょうか。</p>
池田学校教育課長	<p>今までのケースで、そのような児童はおりません。</p>
羽田教育長	<p>不登校の報告児童生徒数については、先ほど説明があったとおり、累積</p>

羽田教育長	<p>のカウントであるため、月々増加していくこととなります。また、今後、家庭・こども支援課長よりの報告の中で、個々の児童生徒への取組事例を入れてもらえるとよいと思いました。</p> <p>次の追加議案、議第 18 号は、大石委員の辞職に対する同意が議題となります。ここで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 6 項の規定により「委員は自己の一身上に関する事件については、その議事に参与することはできない」とあることから、大石委員には退席をさせていただきます。</p> <p>&lt;大石委員退席&gt;</p>
羽田教育長	<p>改めまして、議第 18 号 焼津市教育委員大石智之の辞職願に対する同意について、事務局長から議案の説明をお願いします。</p>
櫛田事務局長	<p>(当日配付資料により説明)</p> <p>(説明概要)</p> <p>令和 4 年 1 月 5 日付けで焼津市教育委員大石智之氏より、一身上の都合を理由に辞職願が提出されましたので、法第 10 条の規定により教育委員の同意を求めるものです。なお、令和 4 年 3 月 31 日をもって辞職するというものです。</p>
羽田教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、委員の皆さんからの御意見があれば伺いたいと思います。</p> <p>(意見なし)</p>
羽田教育長	<p>反対する意見はありませんでしたので、ここでお諮りします。大石委員の辞職に同意することとしてよろしいでしょうか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
羽田教育長	<p>誠に残念ではありますが、大石委員の辞職に同意することとします。それでは、今後の予定につきまして、事務局長から説明をお願いします。</p>
櫛田事務局長	<p>辞職については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 10 条の規定により、教育委員会の同意のほか、市長の同意が要件となっております。</p>

羽田教育長	<p>す。また、新教育委員については、市長に教育委員の選任を依頼し、市議会2月定例会での同意を得て、新教育委員が任命されます。</p> <p>それでは、大石委員の入室を許可します。</p> <p>&lt;大石委員着席&gt;</p>
羽田教育長	<p>只今、議第18号 焼津市教育委員大石智之の辞職願に対する同意について、審議を行い、大石委員の辞職に同意したことを報告いたします。</p> <p>大石委員から御挨拶があればお願いします。</p>
大石委員	<p>この度は、一身上の都合により、辞職の申し出をさせていただきました。静岡県市町教育委員連絡協議会の会長就任をお願いされたこともあり、3期目の任期をお受けしましたが、会長の任期が満了となることから、区切りとして辞職の申し出をさせていただきました。</p>
羽田教育長	<p>それでは、以上で本日の議事は、すべて終了しました。全体を通しまして、何かありましたらお願いします。</p> <p>次回の開催予定は、2月10日（木）、午後2時30分から会議室7Aで行います。</p> <p style="text-align: right;"><b>【午後2時40分閉会】</b></p>